

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場税務課
内線 175・176

問合せ先 役場 収納課
内線 120・122



分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

休日納税（相談）窓口

い。町税の休日納税(相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

とぎ 12月3日(土)・4日(日)

ところ 役場 収納課

税理士による 無料税務相談会

「税を考える週間」 暮らしと税金 無料税務相談会

平成28年分 所得税確定申告書等の 送付について

東海税理士会津島支部では、
無料税務相談会を開催します。
税金に関する心配なことがあれば
お気軽にご来場ください。

青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封して送付します。

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からなすこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用くだ

東海税理士会津島支部では
無料税務相談会を開催します
税金に関する心配なことがあれば
お気軽にご来場ください。

とき
12月14日(水)午後2時
～4時(一人30分以内)
ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行つて
いますので、開催日の前日までに
税務課へ電話でご予約ください。

- 申告書の作成に関する相談会ですでの、税額に関する内容についてはお答えできない場

平成28年分 年末調整 決算説明

年末調整・青色申告 決算説明会のお知らせ

年末調整説明会
11月14日(月)

村の方

告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページ「申請・届出様式」から出力するか、税務署の窓口等でお受け取りください。

問合せ先
津島税務署
☎ 0567(26)2

 <http://www.nta.go.jp>

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税第2期分の納期限は、11月30日(水)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、次の方法で納付してください。

- ・お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付

- ・Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはA T Mを利用して納付
- ・インターネット(愛知県県税専用支払ページ)でのクレジットカードによる納付(1万円ごとに73円(消費税別)の決済手数料がかかります。)

※ゆうちょ銀行および郵便局、Pay-easy並びにクレジットカードでの納付は領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、

ご希望の方は口座を開設していただくください。

問合せ先 西尾張県税事務所
県民税・事業税第2グループ
☎ 0586(45)3169

http://www.pref.aichi.jp/
zeimu/

公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申込ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。
詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 企画課 内線126
公民館内 社会教育課 ☎(443)2671
スポーツセンター ☎(443)7077



コミュニティ(ふれあい)センターをご活用ください

八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンターは、和室や多目的ホール、料理実習室などの部屋があり、町民であれば、誰でも利用することができます。サークル活動や話し合いの場としてぜひご活用ください。

歯の健康講座

海部歯科医師会

「成長期の矯正歯科治療」

矯正歯科治療は大人になつてからでも受けないとができますが、幼少期から治療を受けることで、歯並び改善をより理想的な状態に改善できるケースが多く見られます。

骨の成長が止まってしまった大人の場合は、顎の骨の大きさは手術以外ほとんど変わることができませんが、まだ成長段階にある子どもの場合は治療によって上下の顎の成長を抑制したり促したりして、ノントロールすることでバランスを整えることが可能となり、骨格的な改善を図ることができるからです。

また、使用する矯正装置も比較的シンプルなもので済むことが多く、永久歯より乳歯の方が動きやすいため、弱い力で歯を動かすことができ、痛みが大人に比べて弱いとされており、早期治療のメリットもあります。加えて、出っ歯の子どもは日常生活の中で上の前歯をぶつけやすい傾向にあります。が、早期治療を行つことでこうしたリスクが軽減され、転倒などによる歯の損傷を回避でき、けがの予防につながります。歯並び噛み合わせが悪いと発音や呼吸にも影響を与えるため、早期に改善をしておくとより効果的です。

逆にデメリットとしては、治療期間の長さが挙げられます。通常、早期治療と本格治療をセットで行つことが多いめ、早期治療後の経過観察を含めると、幼少期から始めた矯正歯科治療は成長発育が終わるまで続くことになります。そのため、お子さん自身が治療に前向きではない場合などは、歯のお手入れ不足から虫歯ができやすくなってしまいます。また、取り外し式の装置などを使用する際は、患者であるお子さんの協力が必要となり、成果や期間などに影響を与えます。治療途中で十分な協力が得られにくくなる可能性もありますので、周囲のご家族のサポートでお子さんのやる気を持続させてあげることが大切です。